



CSR調達方針 ガイドライン

株式会社ティーガイア

Vol.01 (2023年1月)

Vol.02 (2023年4月)

1. 法令を遵守したクリーンな事業活動

国内外の諸法令および社内諸規程等を遵守し、公正・公平な調達活動を推進します。

■ ガイドライン

| | |
|--------------|--|
| (1) コンプライアンス | 諸法令および社内諸規程等を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動を行います。 |
| (2) 腐敗防止 | お客様、お取引先様を含むすべてのステークホルダーと公正・公平な関係を保ちます。 また、汚職・贈収賄などの不正行為を行いません。 |
| (3) 情報開示 | 諸法令と業界の慣例に従って労働、環境、財務状況、業績に関する情報など不正行為が発生した場合は、早急かつ積極的に開示を行います。 |
| (4) 体制整備 | 社員に対して、コンプライアンス・腐敗防止に関する教育・啓発活動を行い、問題があった場合には迅速な報告・連絡・相談を徹底します。 また、早期解決に向けて体制の整備・制度を洗練し、実効性を上げます。 |

2. 人権の尊重と労働・安全衛生への配慮

強制労働・児童労働・差別を行わず、国際的な人権基準を尊重し、社員の労働環境や安全に配慮した調達活動を推進します。

■ ガイドライン

| | |
|-----------------------------|--|
| (1) 児童労働の排除 | 児童の健康、安全、道徳を損なうような就労を防止し、就業年齢に満たない児童による労働を排除します。 |
| (2) 強制労働の排除 | 本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働を用いません。 |
| (3) 差別の排除 | 人種、宗教、性別、性自認、性的指向、年齢、国籍、出身地域、言語、障がい、配偶者の有無、妊娠等の理由による雇用、採用、昇進など一切の差別・ハラスメントを排除し、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に積極的に取り組みます。 |
| (4) 適正賃金の支払い | 各国の諸法令で定める最低賃金や超過勤務手当など、労働に関する関連法令を遵守し、該当する法令に即した賃金を支払います。 |
| (5) 適切な労働時間の適用 | 時間外勤務・休暇などに関する法定限度を遵守します。社員のワークライフバランスを重視し、労働時間・休日を適切に管理します。 |
| (6) 結社の自由と団体交渉の権利 | 労働組合等の結社の自由と団体交渉に関連する法令を遵守し、社員の労働組合への参加や組合結成、団体交渉の権利を尊重します。 |
| (7) 安全衛生と心身の健康管理 | 事故のない安全で衛生的、かつ健康的な職場づくりのため、法令を遵守するとともに、制度や環境を整備し、社員の心身の健康維持・増進に努めます。 |
| (8) 緊急事態・労働災害への備えと対策 | 大規模災害・事故などの緊急事態や労働災害に備え、発生の可能性を特定し、社員および資産の被害が最小限となるように、必要な防火防災用品・備蓄品などを準備します。また、災害時に迅速かつ適切な行動がとれるように、社員への啓発活動を行います。 |

3. 地球環境への配慮

地球環境に配慮した調達活動を推進します。

■ ガイドライン

| | |
|-------------------------------|---|
| (1) 法令遵守 | 環境関連法規および同意した協定等を遵守します。 |
| (2) 気候変動対応・ 自然環境・生物多様性への配慮 | 事業活動全体を通して温室効果ガス排出量を削減し、環境負荷を低減します。 |
| (3) 循環型社会への 取り組み・資源の有効活用 | 再生可能エネルギーの利用を積極的に活用し、温室効果ガス排出量を削減します。 自然環境・生物多様性に配慮し、生態系の維持に努めながら事業活動を行います。 事業活動における廃棄物等の抑制・再使用、資源の再生利用に取り組み、 循環型社会の形成に貢献します。 限りある資源を有効活用し、持続可能な社会の実現に努めます。 |
| (4) 環境対応の管理体制 | 環境負荷の低減に関する目的・目標を定め、定期的な見直しを行い、継続的な改善を実施します。 |

4. 品質・安全性の提供

国内外の諸法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を提供できる設計・製造・販売を行います。

■ ガイドライン

(1) 製品・サービスの安全性・品質に関する諸法令の遵守

各国の諸法令などで定める安全基準を満たし、製品・提供するサービスの十分な安全性や品質を提供できる設計・製造・販売を行います。

(2) 製品・サービスの正確な情報の提供

製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供します。また誤って情報を提供した場合は、迅速に報告します。

5. 情報セキュリティの対策

自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報・個人情報を適切に管理・保護し、そのための仕組みや管理体制を構築します。

■ ガイドライン

| | |
|--|---|
| <p>(1) セキュリティやプライバシーに配慮した製品やサービスの提供</p> | <p>各国の諸法令などで定めるセキュリティやプライバシーに配慮した、製品の設計・製造・販売およびサービスの提供を行います。</p> |
| <p>(2) 個人情報の適切な管理</p> | <p>プライバシー保護の重要性を理解し、事業活動で入手した顧客、社員、その他すべての個人情報を適切に管理します。</p> |
| <p>(3) 機密情報の漏洩防止対策の徹底</p> | <p>自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理し、漏洩防止のための管理体制を構築します。 万が一、漏洩が発生した場合・発生の疑いのある場合は、速やかに関係各所に通知し、原因・対応結果・再発防止策について報告を行います。</p> |

6. 事業継続体制の整備・社員への啓発活動

大規模災害・二次災害・事故・感染症蔓延など国内外の事業継続に大きな影響を及ぼす事態に備えて、関係各所への影響を最小限に抑える体制の整備や社員への啓発活動を行います。

■ ガイドライン

(1) 体制整備

事業継続に大きな影響を及ぼす事態が発生した場合、関係各所への報告・連絡・相談ができるよう、連絡体制・連絡手段を策定するよう努め、影響を最小限に抑えます。

(2) 社員への啓発活動

社員に対し、事業継続に関する教育・訓練を行うことで、緊急時に適切な対応をとれるように準備を行います。